

## シリーズ「職場での新型コロナウイルス感染症対策」

### (その23) コロナと仕事とお金

コロナで仕事に影響を受けている人へ向けての支援情報です。

●業務や通勤でコロナを発症したら、労災保険の給付の対象となります。

労災の申請書に会社の証明をもらい、申請書を病院に提出します。

窓口は各労働基準監督署です。各監督署の管轄区域と連絡先は、

[https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/roudoukyoku/kantoku/k\\_map.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/roudoukyoku/kantoku/k_map.html)

をご覧ください。

特に医療や介護の業界でこれらの労災が発生しやすいと思われませんが、

従業員がコロナに感染して労災とみとめられても事業主の労災保険料の負担が増えないような特例が定められたところです。

●濃厚接触者となったことやまん延防止措置のために休業させられたにもかかわらず、

休業手当を支給してもらえなかったときは、

労働者が申請すれば、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます。

窓口は厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 です。

受付時間は月～金が 8:30～20:00、土日祝が 8:30～17:15 です。

ただし、コロナに陽性となった場合は対象とはなりません。

●コロナで子どもの小学校が休校となったために

しかたなく子どもの世話のために仕事を休んだのにもかかわらず、

有休がもらえなかったときは、

まずは事業主に、

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について」という全 2 ページの資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/000870927.pdf>

を読んでもらうよう頼みましょう。

この資料には、有休を取得させた事業主が助成金の対象となるという情報が書かれています。

助成金を使えば、事業主は有休を取得させても金銭的な負担は生じません。

それでも事業主が助成金の活用に応じない場合は、

特別相談窓口 電話 099-223-8239 というところに労働者から連絡しましょう。

受付時間は 8:30～17:15(土・日・祝・年末年始を除く)です。

労働局が事業主に掛け合ってくれます。

